

新旧対象表

修正後	修正前
<p>【3ページ】 (保安全管理JVの組成)</p> <p>第6条 保安全管理企業が単独で発注者から保安全管理業務を直接請け負う場合を除き、複数の保安全管理企業（以下「保安全管理JV組成企業」という。）は、保安全管理JV組成企業からなる共同企業体（以下「保安全管理JV」という。）を組成するものとし、保安全管理JVの組成及び運営に関し、保安全管理共同企業体協定を締結の上、これを維持するものとする。</p>	<p>【3ページ】 (保安全管理JVの組成)</p> <p>第6条 設計建設JVの代表企業が単独で発注者から保安全管理業務を直接請け負う場合を除き、機械設備企業、電気設備企業及び保安全管理企業（以下「保安全管理JV組成企業」という。）は、保安全管理JV組成企業からなる共同企業体（以下「保安全管理JV」という。）を組成するものとし、保安全管理JVの組成及び運営に関し、保安全管理共同企業体協定を締結の上、これを維持するものとする。</p>